函館市児童発達支援センター利用者負担(食費)軽減事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童発達支援センター(以下「センター」という。) を利用する児童(以下「児童」という。)の保護者の経済的負担を軽減 し、もって児童の福祉の向上に寄与することを目的に、児童がセンター を利用する際、徴収される利用者負担(食費)を軽減するための助成事 業の実施に関して必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 市長は、児童が食事の提供を受けた場合にセンターに支払う費用 (食費相当分に限る。以下「食費」という。)を対象に、児童の保護者 が負担すべき食費の全部または一部を助成する事業を実施する。

(対象者)

- 第3条 前条の助成の対象者は、市内に住所を有する児童の保護者とする。 (申請等)
- 第4条 第2条の助成を受けようとする者は、別記第1号様式の申請書により、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項の申請があったときは助成の可否を決定し、助成を決定 したときは別記第2号様式の助成決定通知書により、決定しないときは 別記第3号様式の申請却下通知書により、当該申請をした者に通知する ものとする。

(変更の届出等)

- 第5条 助成の決定を受けた者が決定の内容に変更があったときは、別記 第4号様式の届出書により、市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、変更の可否を決定し、別記第5 号様式の通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(助成金)

第6条 助成金は、センターが徴収する1食当たりの食費の額から、別表に掲げる基準額を控除した額に、センターから食事提供を受けた日数を乗じて得た額とする。

(支給等)

- 第7条 助成金は、1月単位とし、7月、10月、1月および4月に、前 3月分を支給するものとする。ただし、これにより難い場合には、他の 月に支給することができる。
- 2 助成金の請求は、前項の支給月の5日までに行わなければならない。ただし、4月については3月31日までに行わなければならない。

(助成金の返還)

第8条 市長は、助成金の支給を受ける者が、偽りその他不正により支給を 受けたときは、その者から当該助成金を返還させることができるものとす る。

(記録の整備)

第9条 市長は、当該事業に係る記録の整備をし、事業が完了した日以降、 5年間これを保存しなければならないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定-める。

附則

- 1 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。
- 2 平成19年10月の支給については, 第7条第1項の規定にかかわらず, 前2月分とする。

附則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の別記第1号様式の規定に基づき提出

されている申請書は、改正後の別記第1号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の別記第1号様式および別記第4号様式の規定に基づき提出されている申請書等は、改正後の別記第1号様式および別記第4号様式の規定に基づき提出された申請書とみなす。

別表 (第6条関係)

区分	基準額 (1 食あたり)
児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(厚生労働省告示第122号。以下,この表において「算定基準」という。)別表第1の4の注2に規定する低所得者等の通所給付決定に係る障害児	0 円
算定基準別表第1の4の注1に規定する中間所得者の通所給付 決定に係る障害児	115円
上記以外の通所給付決定に係る障害児	230円

利用者負担(食費)助成申請書

年 月 日

函館市長 様

住所 申請者氏名 — 障害児との続柄() 電話 局 番

児童発達支援センターの利用に係る利用者負担(食費)の助成を受けたいので、次のとおり申請します。

対象	(フリ) 氏	がt) 名					生年月日		年	月	日生	(歳)
	住	所	函食	官市	町	丁目		番(地	<u>h</u>)	号			
児	身体障手	章害者 帳	(記号				療手	育帳	(記号)				
保	護者戶	氏 名					•	(申請	青者と同	じ場合	は省略、	できる	ます。)
利用施設名							利用	開始日		年	月		日
決定されている 世帯の所得区分			1 2 3 4 5	低所名 低所名 一般		所得割2	28万円						

- 注)1 「所得区分」欄については、受給者証または決定通知書等を確認のうえ、該当番号を〇で 囲んでください。
 - 2 支援給付とは、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する 法律(平成6年法律第30号)による支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永 住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号) 附則第4条第1項に規定する支援給付を含みます。)をいいます。

利用者負担(食費)助成決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援センターの利用に係る利用者負担 (食費)の助成については、次のとおり決定したので通知します。

障害	氏	名							
児	住	所	函館市	町	丁目	番(地)	号		
	1食あたりの助成基準額				円	助成適用 決 定 月		年	月から
保護者氏名									
利	用施設	设名				所得区分			

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

利用者負担(食費)助成申請却下決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

函館市長

年 月 日付けで申請のあった児童発達支援センターの利用に係る利用者負担 (食費)の助成については、次の理由により申請を却下することに決定したので通知します。

障害	氏	名						
児	住	所	函館市	町	丁目	番(地)	号	

却下の理由

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

利用者負担(食費)助成変更届出書

年	月	日

函館市長 様

	住	所		
申請者	氏	名		_
	障害	事児と 🤇	の続柄(
	電	話	局	番

決定を受けた児童発達支援センターの利用に係る利用者負担(食費)の助成について,次のとおり変更を届け出ます。

対象障	(フリː 氏	が†) 名					生年月日		年	月	日生(歳)
害児	住	所	座	館市	町	丁目	番	: (地)		号		
保部	護者 5	氏 名						(申請	者と同	じ場合	は省略で	できます。)
			事項				変更前			変更後		
			1 世帯の所得区分									
変見	更する	内容	2	利用施	設							
			3	その他 ()							
変	更	日			年	月	日	から				

注) 「変更する内容」欄については、受給者証または決定通知書等を確認のうえ、該当番号を〇で 囲んでください。

利用者負担(食費)助成変更決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

函館市長

年 月 日付けで変更の届出のあった児童発達支援センターの利用に係る利用 者負担(食費)の助成については、次のとおり決定したので通知します。

障害	氏	名						
児	住	所	函館市	町	丁目	番(地)	号	
1食あたりの助成基準額					円	変更適用 決 定 月	£	F 月から
保	護者日	氏 名						
利。	用施設	设名				所得区分		

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に函館市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、函館市を被告として(市長が被告の代表者となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。